

久留米市男女平等推進センター
「国際女性デー講座」

日本のジェンダー平等 なぜ世界から遅れているのか

女子差別撤廃委員会委員
亜細亜大学教授
秋月 弘子

本日の内容

- I 日本におけるジェンダー「不」平等の現状
- II 女子差別撤廃条約と
女子差別撤廃委員会 (CEDAW) の役割
- III 日本のジェンダー平等どうすれば進む？

ジェンダー・ギャップ指数(GGI) 2025年

- ・スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、**0が完全不平等、1が完全平等**となり、**1に近いほど順位が高い**とされている。
- ・**日本は148か国中118位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。**

● **アイスランド(0.926)**
1位/148か国

● **日本(0.666)**
118位/148か国

● **平均(0.688)**

政治参画(0.085)

- ・国会議員の男女比
- ・閣僚の男女比
- ・最近50年における
行政府の長の在任年数の男女比

経済参画(0.613)

- ・労働参加率の男女比
- ・同一労働における賃金の男女格差
- ・推定勤労所得の男女比
- ・管理的職業従事者の男女比
- ・専門・技術者の男女比

教育(0.994)

- ・識字率の男女比
- ・初等教育就学率の男女比
- ・中等教育就学率の男女比
- ・高等教育就学率の男女比

健康(0.973)

- ・出生児性比
- ・健康寿命の男女比

アイスランドの取り組み

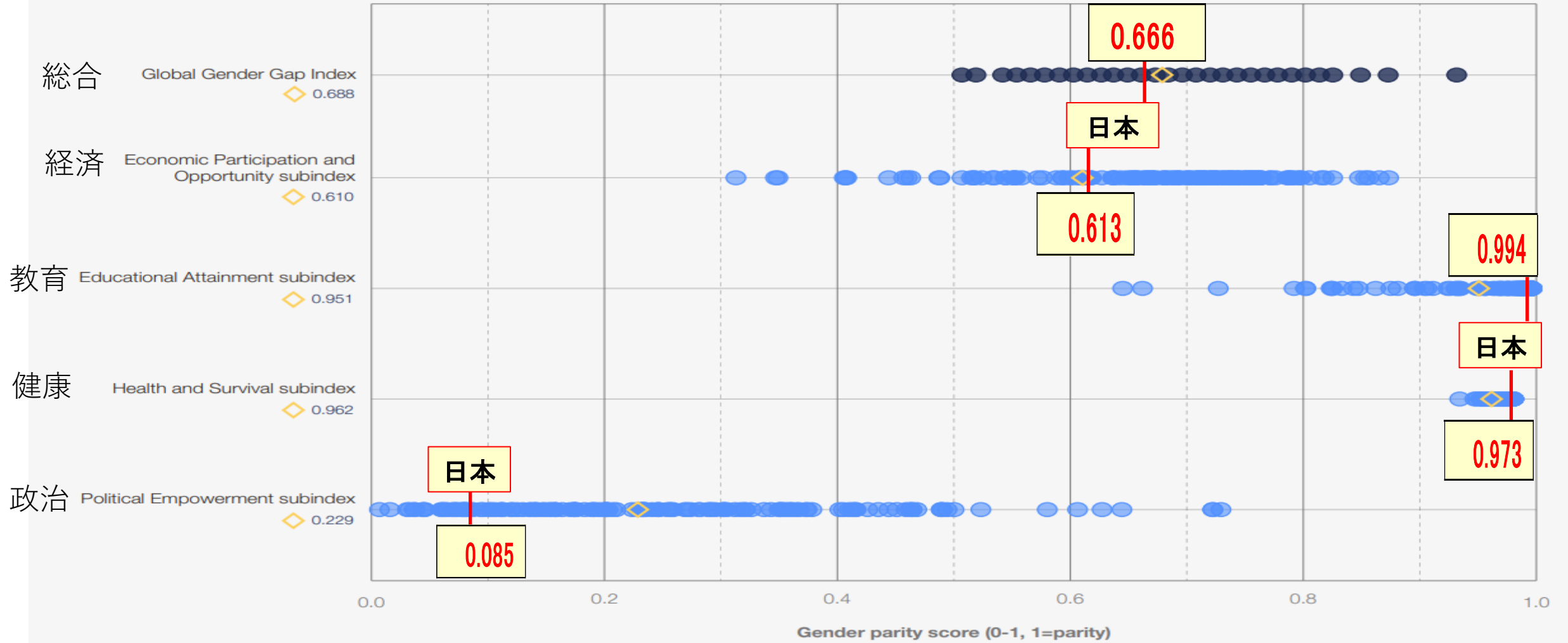
- ①強固な法と政策を作る
- ②男女平等文化の醸成
- ③国際的取組みへの積極的な参加
- ④男性の意識向上と関与

順位	国名	値
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	英国	0.838
5	ニュージーランド	0.827
9	ドイツ	0.803
32	カナダ	0.767
35	フランス	0.765
42	米国	0.756
85	イタリア	0.704
101	韓国	0.687
103	中国	0.686
116	セネガル	0.670
117	アンゴラ	0.668
118	日本	0.666
119	ブータン	0.663
120	ブルキナファソ	0.659

- (備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2025)」より作成
 2. 日本の数値がカウントされていない項目はイタリックで記載
 3. 分野別の順位:**経済(112位)**、**教育(66位)**、**健康(50位)**、**政治(125位)**

FIGURE 1.5

Range of scores, Global Gender Gap Index and subindexes, 2025



◇ Population-weighted average

Source
World Economic Forum, Global Gender Gap Index 2025.

Note
Yellow diamonds correspond to population-weighted averages, 148 economies.

アジア・太平洋 GGI順位【2025】

- アジア・太平洋地域の対象33か国のGGI順位
- 日本は24位で、スコアは0.666
- 緑の網掛は2006年当時、日本より下位だった国

	国名	地域	2025	2006
1	ニュージーランド	O	0.827	0.751
2	オーストラリア	O	0.792	0.716
3	フィリピン	SEA	0.781	0.752
4	バングラデシュ	SA	0.775	0.627
5	シンガポール	SEA	0.748	0.655
6	アルメニア	CA	0.731	0.665
7	グルジア	CA	0.729	0.670
8	モンゴル	EA	0.728	0.682
8	タイ	SEA	0.728	0.683
10	ベトナム	SEA	0.713	0.689
11	東ティモール	SEA	0.704	0.685
12	カザフスタン	CA	0.698	0.693
13	キルギス	CA	0.696	0.674
14	インドネシア	SEA	0.692	0.654
14	ラオス	SEA	0.692	0.699
16	アゼルバイジャン	CA	0.688	0.678
17	韓国	EA	0.687	0.616
18	中国	EA	0.686	0.656
19	カンボジア	SEA	0.682	0.629
20	ブルネイ	SEA	0.681	0.639
20	マレーシア	SEA	0.681	0.651
22	バヌアツ	O	0.679	0.638
23	ウズベキスタン	CA	0.678	0.681
24	日本	EA	0.666	0.645
25	ブータン	SA	0.663	0.665
26	ネパール	SA	0.648	0.548
27	フィジー	O	0.647	0.641
28	タジギスタン	CA	0.646	0.658
29	スリランカ	SA	0.645	0.720
30	インド	SA	0.644	0.601
31	パプアニューギニア	O	0.638	0.635
32	モルディブ	SA	0.626	0.635
33	パキスタン	SA	0.567	0.543

	国名	地域	2025
1	アルメニア	CA	0.731
2	グルジア	CA	0.729
3	カザフスタン	CA	0.698
4	キルギス	CA	0.696
5	アゼルバイジャン	CA	0.688
6	ウズベキスタン	CA	0.678
7	タジキスタン	CA	0.646

	国名	地域	2025
1	モンゴル	EA	0.728
2	韓国	EA	0.687
3	中国	EA	0.686
4	日本	EA	0.666

	国名	地域	2025
1	フィリピン	SEA	0.781
2	シンガポール	SEA	0.748
3	タイ	SEA	0.728
4	ベトナム	SEA	0.713
5	東ティモール	SEA	0.704
6	インドネシア	SEA	0.692
6	ラオス	SEA	0.692
8	カンボジア	SEA	0.682
9	ブルネイ	SEA	0.681
9	マレーシア	SEA	0.681

	国名	地域	2025
1	バングラデシュ	SA	0.775
2	ブータン	SA	0.663
3	ネパール	SA	0.648
4	スリランカ	SA	0.645
5	インド	SA	0.644
6	モルディブ	SA	0.626
7	パキスタン	SA	0.567

	国名	地域	2025
1	ニュージーランド	O	0.827
2	オーストラリア	O	0.792
3	バヌアツ	O	0.679
4	フィジー	O	0.647
5	パプアニューギニア	O	0.638

アジア・太平洋 全体・GGI順位【改善】

- 2006年等と2025年の数値を比較

- 日本の改善値は、20年間で0.021 (0.00105/year)

- 緑の網掛は、改善値の高い国

	国名	地域	2025	2006	改善	備考
1	バングラデシュ	SA	0.775	0.627	0.148	
2	ネパール	SA	0.648	0.548	0.100	
3	シンガポール	SEA	0.748	0.655	0.093	
4	ニュージーランド	O	0.827	0.751	0.076	
4	オーストラリア	O	0.792	0.716	0.076	
6	韓国	EA	0.687	0.616	0.071	
7	アルメニア	CA	0.731	0.665	0.066	2007
8	グルジア	CA	0.729	0.670	0.059	
9	カンボジア	SEA	0.682	0.629	0.053	
10	モンゴル	EA	0.728	0.682	0.046	
11	タイ	SEA	0.728	0.683	0.045	
12	インド	SA	0.644	0.601	0.043	
13	ブルネイ	SEA	0.681	0.639	0.042	2008
14	バヌアツ	O	0.679	0.638	0.041	2020
15	インドネシア	SEA	0.692	0.654	0.038	
16	中国	EA	0.686	0.656	0.030	
16	マレーシア	SEA	0.681	0.651	0.030	
18	フィリピン	SEA	0.781	0.752	0.029	
19	ベトナム	SEA	0.713	0.689	0.024	2007
19	パキスタン	SA	0.567	0.543	0.024	
21	キルギス	CA	0.696	0.674	0.022	
22	日本	EA	0.666	0.645	0.021	
23	東ティモール	SEA	0.704	0.685	0.019	2012
24	アゼルバイジャン	CA	0.688	0.678	0.010	
25	フィジー	O	0.647	0.641	0.006	2009
26	カザフスタン	CA	0.698	0.693	0.005	
27	パプアニューギニア	O	0.638	0.635	0.003	2020
28	ブータン	SA	0.663	0.665	-0.002	2013
29	ウズベキスタン	CA	0.678	0.681	-0.003	
30	ラオス	SEA	0.692	0.699	-0.007	2013
31	モルディブ	SA	0.626	0.635	-0.009	2007
32	タジキスタン	CA	0.646	0.658	-0.012	
33	スリランカ	SA	0.645	0.720	-0.075	

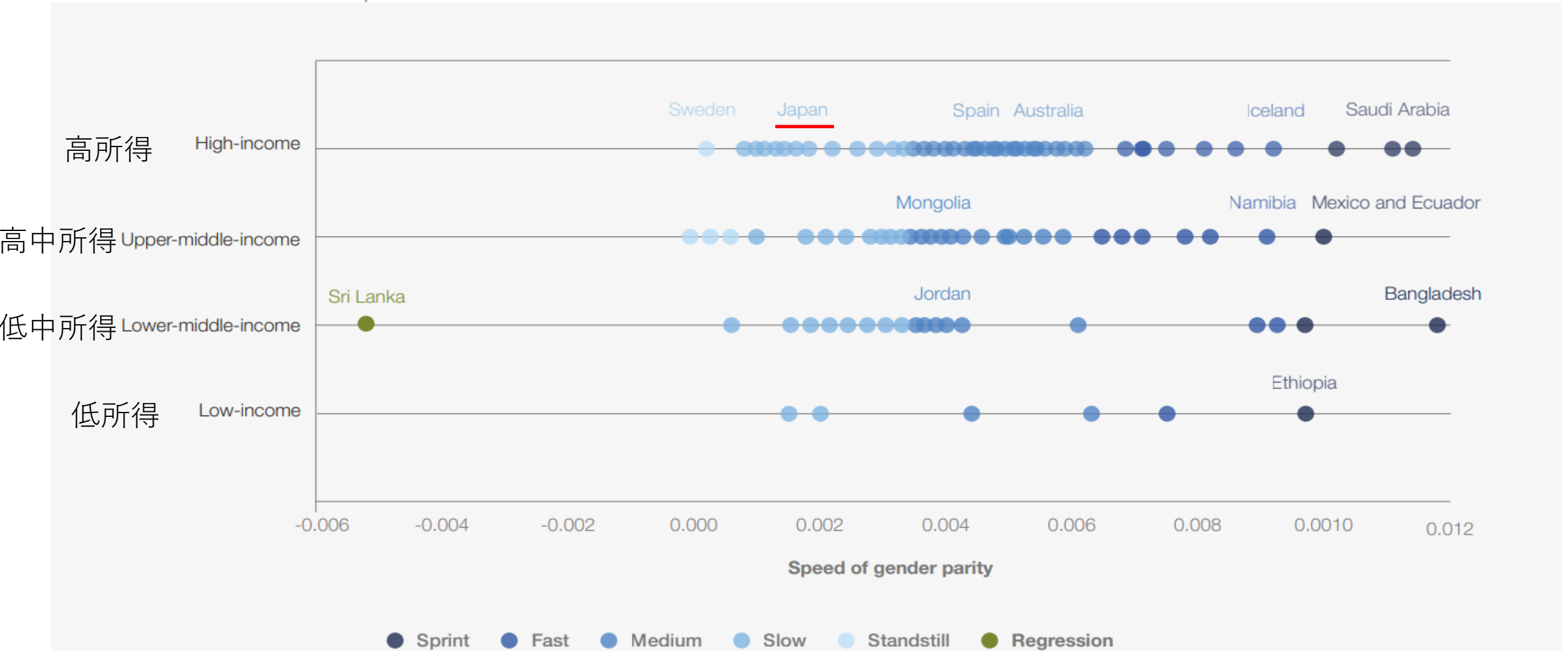
日本では何もしなかった わけではないが・・・

- 2015年12月 第4次男女共同参画基本計画
- 2016年 4月 **女性活躍推進法** (2019年6月改正)
- 5月 SDGs推進本部設置
- 2016年12月 SDGs実施指針決定 (2019年改正)
- 2018年 5月 **候補者男女均等法**
- 2020年12月 **第5次男女共同参画基本計画**
- ～すべての女性が輝く令和の社会へ～
- 2024年5月31日 **女性版骨太の方針2024(原案)**

FIGURE 1.11

Speed of progress, by income group

GGI進捗スピード【所得グループ別】

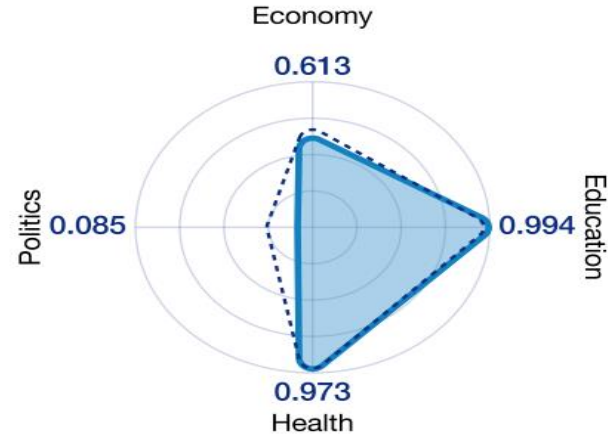


WEF, GGGR 2025 p.45

Source
World Economic Forum calculations

Note
Includes the 100 economies featured in all editions of the index, from 2006–2025. There is no corresponding edition for 2019.

Japan score
average score



日本

2006 2025

経済

政治

教育

健康

日本

	2006	2025	
経済	0.545	0.613	0.068
教育	0.986	0.994	0.008
健康	0.980	0.973	-0.007
政治	0.067	0.085	0.018
GGI	0.645	0.666	0.021

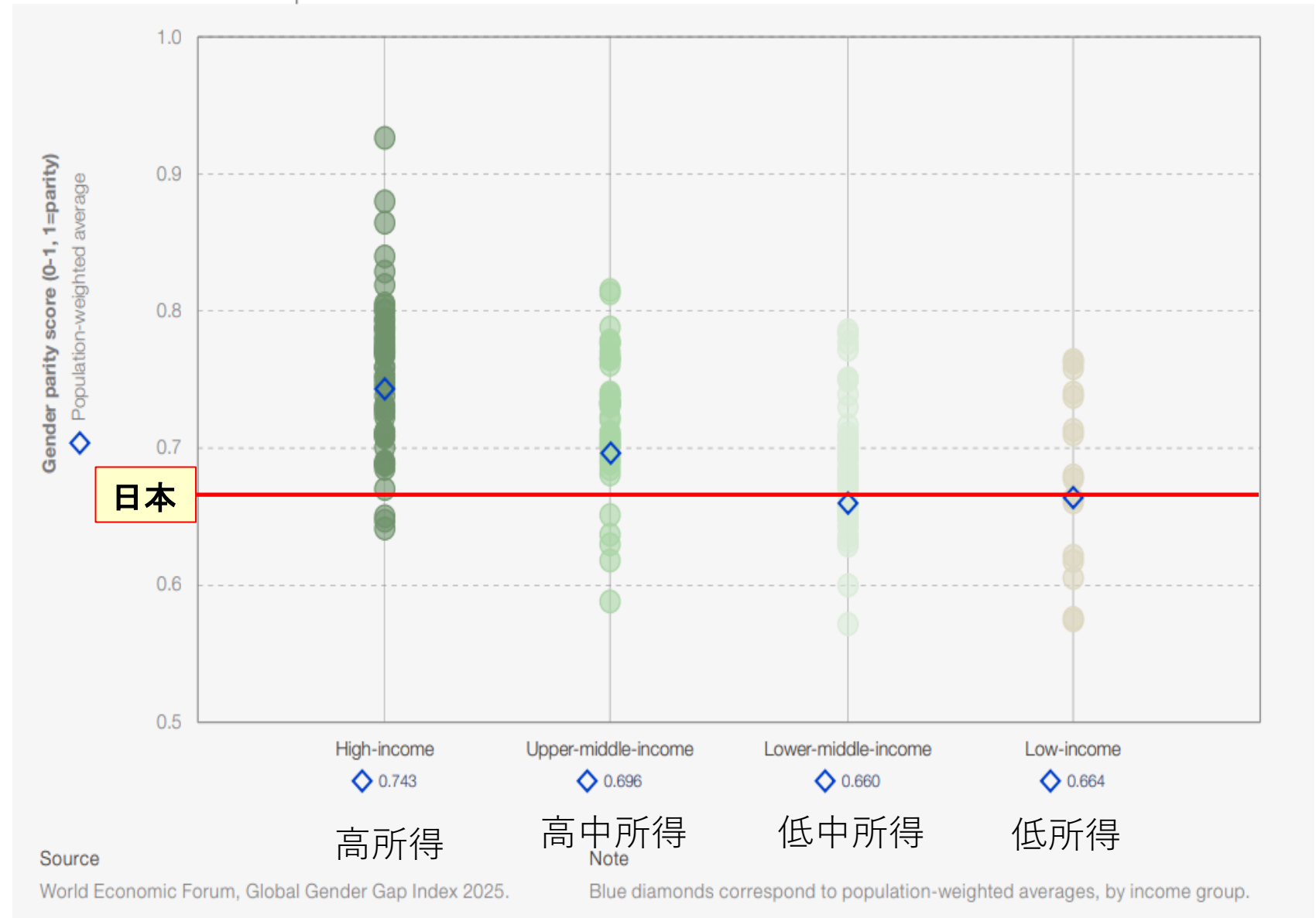
世界平均

	2006	2025	
経済	0.596	0.610	0.014
教育	0.939	0.951	0.012
健康	0.973	0.962	-0.011
政治	0.138	0.229	0.091
GGI	0.662	0.688	0.026

所得グループ GGI分布・平均

- 日本は高所得国に分類
- 高所得国の平均値は0.743
- 日本の0.666は、中低所得国や低所得国の平均値とほぼ同じ

FIGURE 1.3 Range of scores, Global Gender Gap Index 2025, by income group



アジア・太平洋 政治・GGSI順位【改善】

- 2006年等と2025年の数値を比較
- 日本の改善値は、20年間で0.017 (0.00085/year)
- 緑の網掛は、改善値の高い国

	国名	地域	2025	2006	改善値	備考
1	バングラデシュ	SA	0.721	0.267	0.454	
2	アルメニア	CA	0.316	0.017	0.299	2007
3	オーストラリア	O	0.458	0.163	0.295	
4	ニュージーランド	O	0.605	0.317	0.288	
5	ネパール	SA	0.258	0.039	0.219	
6	シンガポール	SEA	0.232	0.083	0.149	
7	グルジア	CA	0.234	0.104	0.130	
8	ウズベキスタン	CA	0.202	0.075	0.127	
9	モンゴル	EA	0.163	0.046	0.117	
10	韓国	EA	0.182	0.067	0.115	
11	フィリピン	SEA	0.377	0.270	0.107	
12	キルギス	CA	0.139	0.035	0.104	
13	タイ	SEA	0.148	0.058	0.090	
14	タジギスタン	CA	0.156	0.074	0.082	2007
15	インドネシア	SEA	0.153	0.101	0.052	
16	ブルネイ	SEA	0.069	0.028	0.041	2008
17	カンボジア	SEA	0.080	0.053	0.027	
18	ベトナム	SEA	0.173	0.148	0.025	2007
19	中国	EA	0.135	0.111	0.024	
20	マレーシア	SEA	0.079	0.056	0.023	
21	カザフスタン	CA	0.111	0.089	0.022	
22	インド	SA	0.245	0.227	0.018	
23	日本	EA	0.085	0.068	0.017	
24	パプアニューギニア	O	0.015	0.000	0.015	2020
25	東ティモール	SEA	0.231	0.222	0.009	2012
26	バヌアツ	O	0.006	0.000	0.006	2020
27	ラオス	SEA	0.140	0.135	0.005	2013
28	フィジー	O	0.060	0.061	-0.001	2009
29	アゼルバイジャン	CA	0.081	0.083	-0.002	2007
30	ブータン	SA	0.045	0.051	-0.006	2013
31	パキスタン	SA	0.110	0.148	-0.038	
32	モルディブ	SA	0.036	0.083	-0.047	2008
33	スリランカ	SA	0.062	0.365	-0.303	

Global statistics ▼ Select global or regional statistics

クオータ制の実施状況

Quota type

48.2%



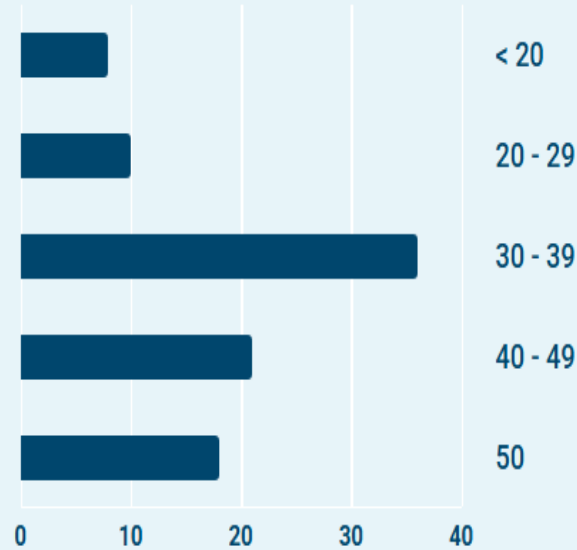
19
Countries with reserved seats

78
Countries with candidate quotas

Based on 193 countries

*4 countries have both reserved seats and candidate quotas

Quota target range (% women)



Number of countries with legislated quotas

Electoral systems

49 Proportional representation

19 Majority/plurality

21 Mixed

3 Indirect elections

1 Not yet established

Note: Number of countries with legislated quotas.

Legal sources

17 Constitutions

73 Electoral laws

24 Parity laws

6 Party laws

4 Financing laws

1 Political agreement

Monthly ranking of women in national parliaments (October 2025)

Rank	Country	Lower or single House				Upper chamber			
		Elections	Seats	Women	% W	Elections	Seats	Women	% W
9	Australia	05.2025	150	69	46	05.2025	76	43	56.6
12	New Zealand	10.2023	123	56	45.5	-	-	-	-
59	Singapore	05.2025	99	32	32.3	-	-	-	-
83	Philippines	05.2025	314	89	28.3	05.2025	24	5	20.8
119	Republic of Korea	04.2024	300	61	20.3	-	-	-	-
141	Japan	10.2024	465	73	15.7	07.2025	248	73	29.4
152	Malaysia	11.2022	222	30	13.5	-	56	9	16.1
	Nepal	11.2022	1	-	-	01.2024	59	22	37.3
Suspended	Bangladesh	-	-	-	-	-	-	-	-

アジア・太平洋 経済・GGSI順位【改善】

	国名	地域	2025	2006	改善値	備考
1	シンガポール	SEA	0.789	0.646	0.143	
2	ブルネイ	SEA	0.702	0.570	0.132	2008
3	韓国	EA	0.608	0.481	0.127	
4	中国	EA	0.726	0.621	0.105	
5	バヌアツ	O	0.737	0.637	0.100	2020
6	マレーシア	SEA	0.682	0.592	0.090	
7	インドネシア	SEA	0.668	0.598	0.070	
8	日本	EA	0.613	0.545	0.068	
9	モンゴル	EA	0.771	0.704	0.067	
9	グルジア	CA	0.724	0.657	0.067	
11	タイ	SEA	0.786	0.722	0.064	
12	フィジー	O	0.588	0.534	0.054	2009
13	パプアニューギニア	O	0.684	0.635	0.049	2020
14	カンボジア	SEA	0.721	0.675	0.046	
15	東ティモール	SEA	0.652	0.613	0.039	2012
16	バングラデシュ	SA	0.457	0.423	0.034	
17	フィリピン	SEA	0.790	0.757	0.033	
18	オーストラリア	O	0.754	0.726	0.028	
19	ニュージーランド	O	0.738	0.714	0.024	
20	アゼルバイジャン	CA	0.748	0.732	0.016	2007
21	ベトナム	SEA	0.759	0.745	0.014	2007
22	インド	SA	0.407	0.397	0.010	
23	カザフスタン	CA	0.715	0.713	0.002	
24	スリランカ	SA	0.545	0.545	0.000	
25	ネパール	SA	0.460	0.465	-0.005	
26	キルギス	CA	0.667	0.687	-0.020	
27	パキスタン	SA	0.347	0.369	-0.022	
28	アルメニア	CA	0.668	0.721	-0.053	2007
29	モルディブ	SA	0.507	0.566	-0.059	2008
30	ブータン	SA	0.693	0.753	-0.060	2013
31	ラオス	SEA	0.721	0.800	-0.079	2013
32	ウズベキスタン	CA	0.558	0.740	-0.182	
33	タジキスタン	CA	0.524	0.710	-0.186	2007

- 2006年等と2025年の数値を比較

- 日本の改善値は、20年間で0.068 (0.0034/year)

- 緑の網掛は、改善値の高い国



Japan

WBL 2.0 legal frameworks score

72.5

WBL 2.0 supportive frameworks score

67.5

WBL 2.0 expert opinions score

67.5

Women, Business and the Law 2024 2.0 indicator scores

[WBL24_2-0_Japan.pdf](#)



New

New

WBL 2.0	Safety	Mobility	Workplace	Pay	Marriage	Parenthood	Childcare	Entrepreneurship	Assets	Pension
Legal frameworks score	<u>0.0</u>	100.0	<u>75.0</u>	<u>25.0</u>	<u>75.0</u>	100.0	100.0	<u>50.0</u>	100.0	100.0
Supportive frameworks score	<u>75.0</u>	<u>66.7</u>	<u>66.7</u>	<u>50.0</u>	100.0	<u>66.7</u>	100.0	<u>66.7</u>	<u>33.3</u>	<u>50.0</u>
Expert opinions score	<u>75.0</u>	100.0	<u>50.0</u>	<u>37.5</u>	<u>75.0</u>	<u>62.5</u>	<u>50.0</u>	<u>50.0</u>	100.0	<u>75.0</u>

New

New

女性就業者の推移

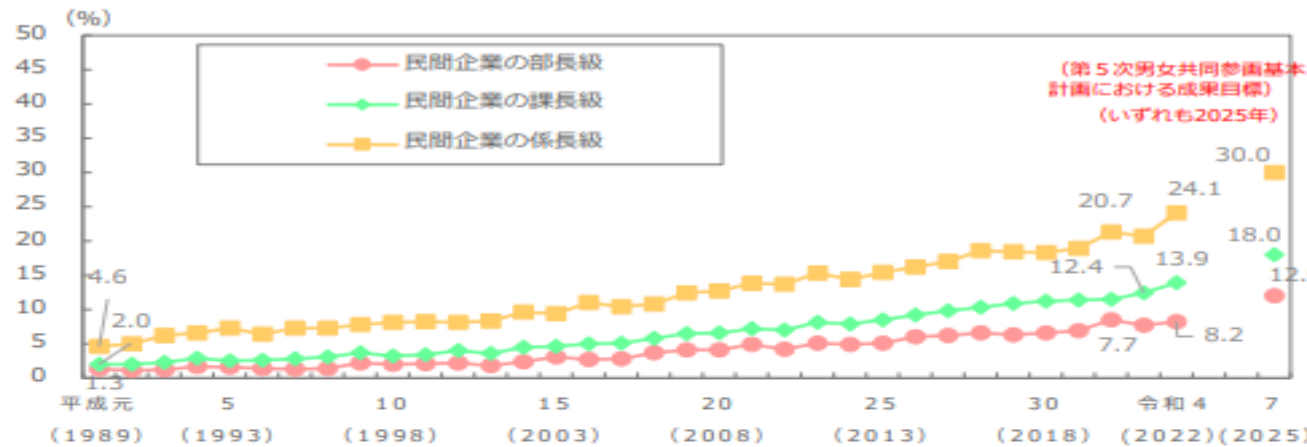
女性就業者数は、平成24(2012)年から令和4(2022)年までの10年間で約370万人増加。



(備考)
1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
2. 平成23年値は、総務省が補充的に推計した値。

民間企業 管理職相当の女性割合の推移

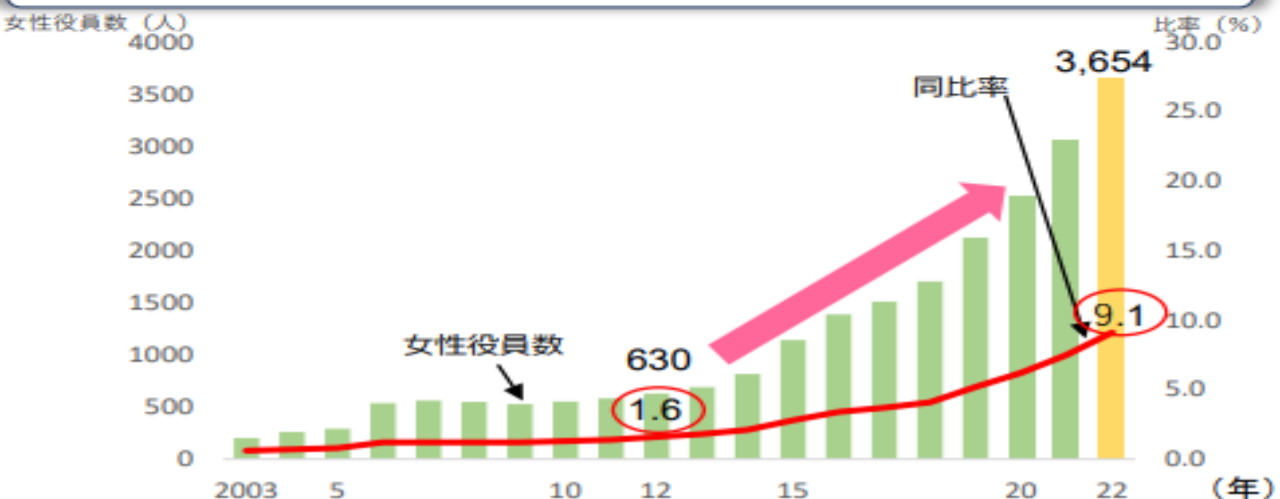
部長、課長、係長に就く女性割合は近年上昇傾向にあるが、上位の役職ほど割合が低い。



(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

女性役員数の推移

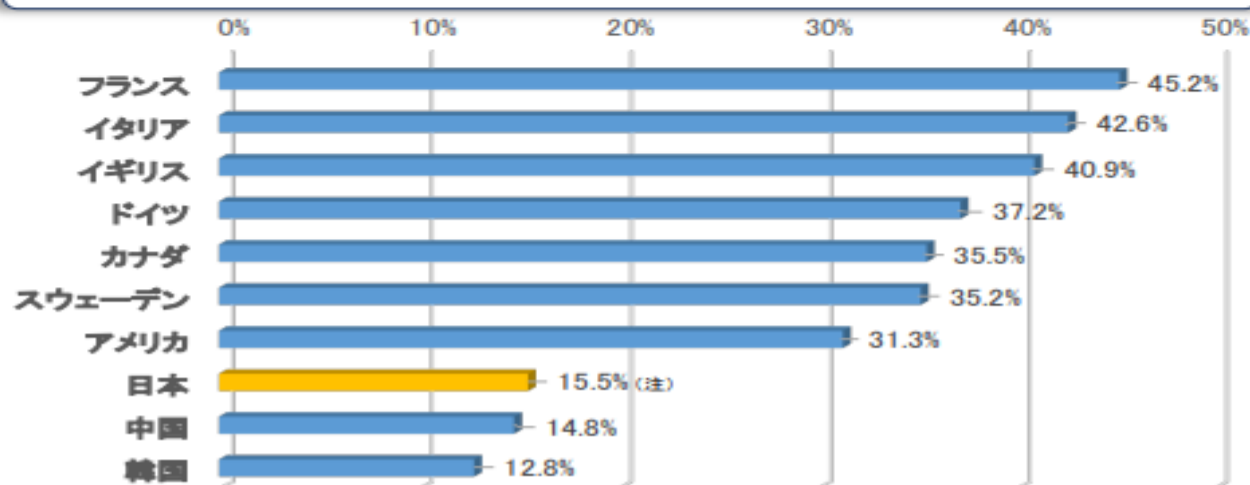
上場企業の女性役員数は、10年間(2012-2022)で5.8倍に増加。



出典: 東洋経済新報社「役員四季報」
(注) 調査時点は原則として各年7月31日現在。調査対象は、全上場企業。「役員」は、取締役、監査役及び執行役。

諸外国の女性役員割合

日本の女性役員割合は、上昇しているものの、諸外国と比べて低い。



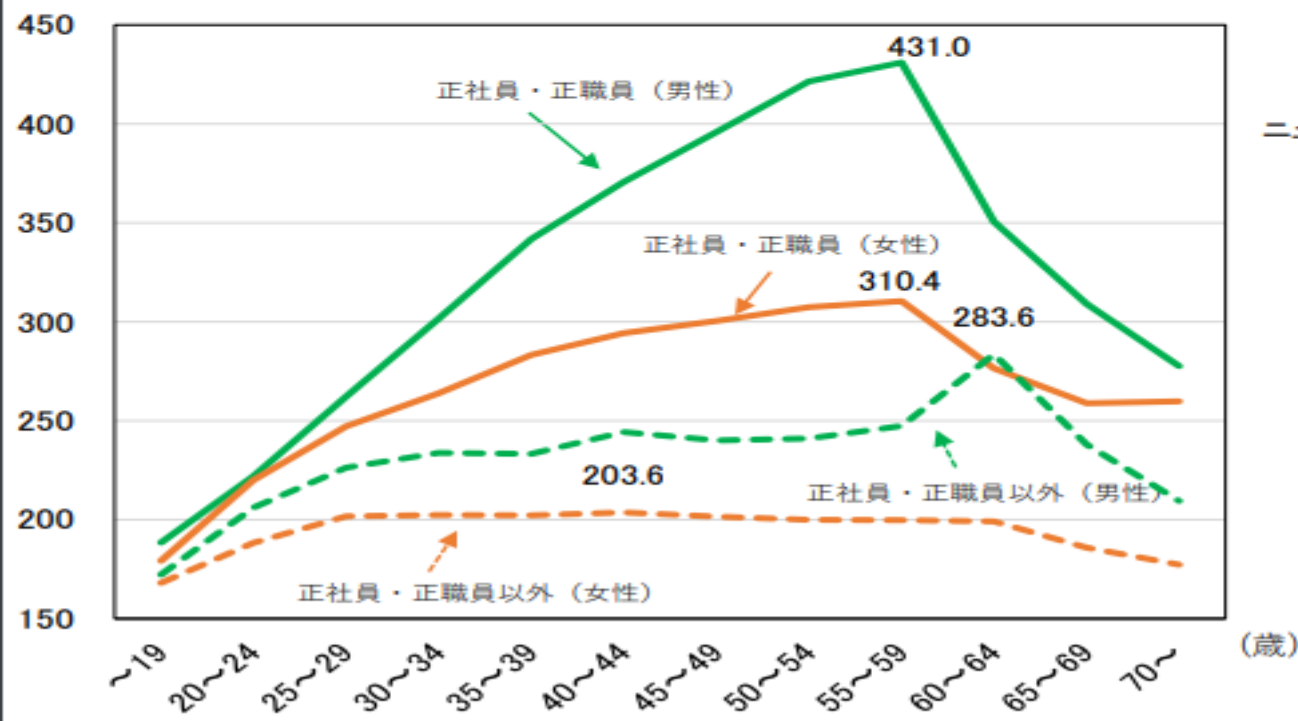
(出典) OECD Social and Welfare Statistics 2022年の値。
※ EUIは、各国の優良企業銘柄50社が対象。他の国はMSCI ACWI構成銘柄(2,800社程度、大型、中型銘柄)の企業が対象。
(注) 2022年7月末時点の全上場企業役員に占める女性の割合(9.1%)は東洋経済新報社「役員四季報」より算出。

給与額の男女間格差

- ・給与金額は、正社員同士、非正規雇用労働者同士で比較しても、全体としてみると、男女間に差。年齢が高まるにつれてその差が拡大。
- ・我が国の男女間賃金格差はOECD諸国と比較しても大きい状況にあることが分かる。

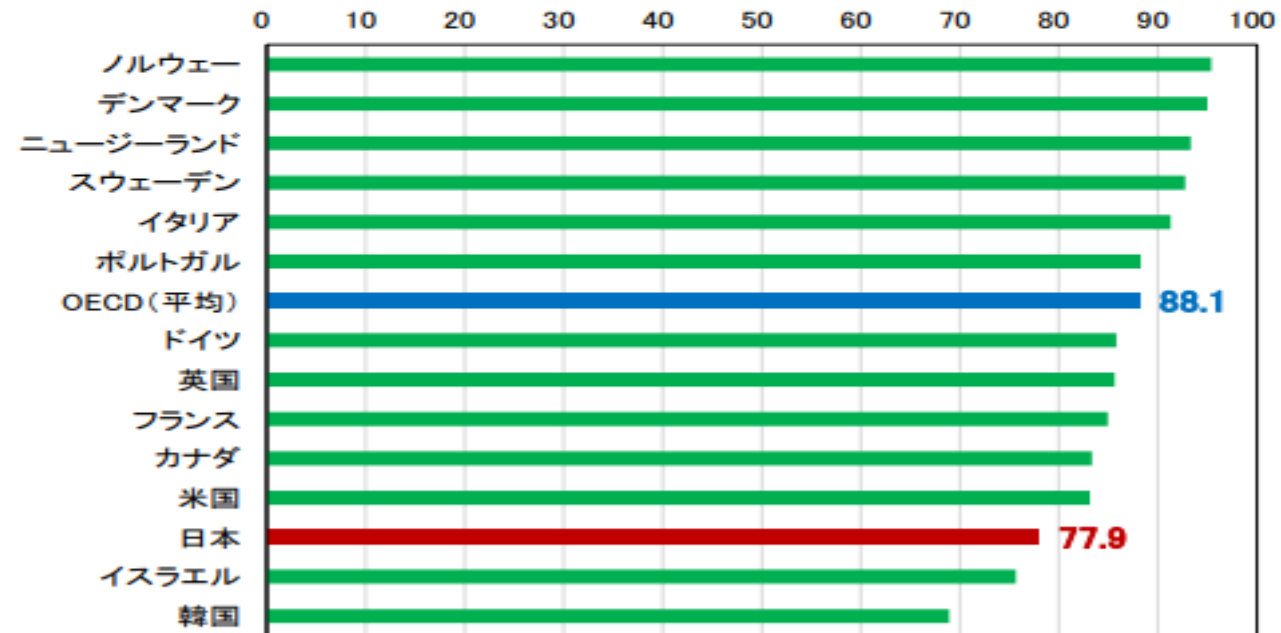
所定内給与額（雇用形態別・年齢階級別）

(千円/月額)



(厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」より作成)

給与額の男女間格差（国際比較）



1. OECD "OECD. Stat"より作成。
2. ここでの男女間賃金格差とは、フルタイム労働者について男性賃金の中央値を100とした場合の女性賃金の中央値の水準を割合表示した数値。
3. イスラエルは令和元（2019）年、デンマーク、イタリア、ポルトガル、ドイツは令和2（2020）年、それ以外の国は令和3（2021）年の数字。

フルタイム労働者の賃金差のイメージ

男性



女性



男女賃金格差 **27.3%**

12.5%

14.8%

人的資本で
説明できる格差

学歴、能力、勤続年
数などが要因

数字は原ひろみ教授の
資料※原(2023)を
もとに作成

人的資本で
説明できない格差

無意識の偏見など
からくる差別

教育機会や自己評
価の差を生み出す
社会の慣習

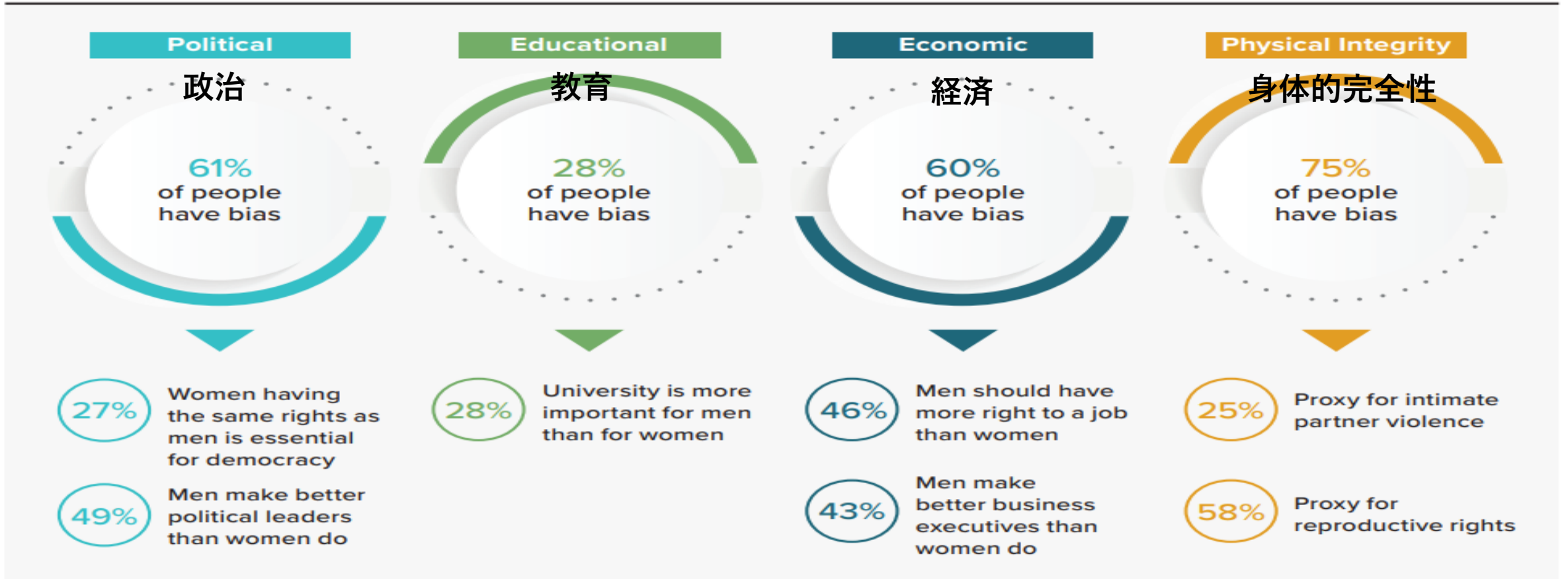
東京新聞「女性の賃金は男性より3割安く、半分は「説明できない格差」 政府の集計からは「偏見」が見えてこない」2024年3月8日

<https://www.tokyo->

[np.co.jp/article/313743#:~:text=%E5%A5%B3%E6%80%A7%E3%82%92%E4%BD%8E%E3%81%8F%E8%A9%95%E4%BE%A1%E3%81%99%E3%82%8B,%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E3%81%8C%E6%8A%B1%E3%81%88%E3%82%8B%E8%AA%B2%E9%A1%8C%E3%81%A0%E3%80%82](https://www.tokyo-np.co.jp/article/313743#:~:text=%E5%A5%B3%E6%80%A7%E3%82%92%E4%BD%8E%E3%81%8F%E8%A9%95%E4%BE%A1%E3%81%99%E3%82%8B,%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E3%81%8C%E6%8A%B1%E3%81%88%E3%82%8B%E8%AA%B2%E9%A1%8C%E3%81%A0%E3%80%82)

UNDP ジェンダー社会規範指数 (GSNI)

Figure 3 Biases are prevalent across all dimensions of gender social norms



Note: Higher values indicate higher proportions of people with biases against women. Based on 80 countries and territories with data from wave 6 (2010–2014) or wave 7 (2017–2022) of the World Values Survey, accounting for 85 percent of the global population.

Source: Human Development Report Office using data from the World Values Survey.

TABLE A1

Gender Social Norms Index, latest available period

Country or territory	Period	偏見1つ	偏見2つ	偏見なし	Share of people biased by dimension			
		GSI (share of people with at least one bias) (%)	GSI2 (share of people with at least two biases) (%)	Share of people with no bias (%)	政治 Political (%)	教育 Educational (%)	経済 Economic (%)	身体的完全性 Physical integrity (%)
Countries with data from wave 6 (2010–2014) or wave 7 (2017–2022)								
Japan	2017–2022	58.82	34.54	41.18	39.07	14.49	37.03	24.58
Germany	2017–2022	37.45	13.27	62.55	13.18	4.21	15.37	23.06
New Zealand	2017–2022	27.39	8.67	72.61	14.78	2.83	9.32	14.37
Overall average ^c	Latest available	88.69	70.70	11.31	61.23	28.07	59.62	74.70

本日の内容

- I 日本におけるジェンダー「不」平等の現状
- II 女子差別撤廃条約と
女子差別撤廃委員会 (CEDAW) の役割
- III 日本のジェンダー平等どうすれば進む？

女子差別撤廃条約

1979年12月18日 採択(国連総会 決議/180)

1981年9月3日 効力発生

(日本の場合)

1985年6月24日 国会承認

1985年7月25日 効力発生

締約国

(2025年10月31日現在)

条約本体 189カ国

(国連加盟国のうち、米、イラン、スーダン、ソマリア、パラオ、トンガが締約国ではなく、国連非加盟国のクック諸島、パレスチナが締約国)

選択議定書 116カ国

女子差別撤廃条約選択議定書

1993年 世界人権会議

女性に対する暴力の問題提起

ジェンダー主流化の流れ生まれる

1999年10月6日 国連総会で採択

2000年12月22日 効力発生

個人通報制度

調査制度

女性差別撤廃条約は「選択議定書」の批准でパワーアップ!



条約上の権利を保障されているのは、私たち一人ひとり。国には、その権利を保障する義務があります。

「選択議定書」未批准のままでは女性差別撤廃条約実現に向けて前に進むことができません。

女子差別撤廃条約 実質規定

第1条 女性差別の定義

第2条 締約国の差別撤廃義務

第3条 女性の完全な発展・
向上の確保

第4条 差別とならない特別措置

第5条 役割分担の否定

第6条 売買・売春からの
搾取の防止

第7条 政治的・公的活動における
平等

第8条 国際的活動への参加の平等

第9条 国籍に関する平等

第10条 教育における差別撤廃

第11条 雇用における差別撤廃

第12条 保健における差別撤廃

第13条 経済的・社会的活動に
おける差別撤廃

第14条 農村女性に対する差別
撤廃

第15条 法の前での平等

第16条 婚姻・家族関係における
差別撤廃

中心理念

固定化された男女役割分担観念の変革 = **完全平等論**

①法上の平等 + **事実上の平等**

②個人、団体、企業による**社会慣習・慣行**の中での差別の修正、
廃止をも求める

③不平等な立場の人を優先的に処遇しても差別ではない
= **暫定的特別措置**を規定

女子差別撤廃条約

第1条

この条約の適用上、「**女性に対する差別**」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他の**いかなる分野においても**、女性（婚姻をしているかいないかを問わない。）が**男女の平等**を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを**害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。**

女子差別撤廃条約

第2条

締約国は、女性に対するあらゆる形態の差別を非難し、女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女性に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女性の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女性を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女性に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女性に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。**
- (f) 女性に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女性に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

女子差別撤廃条約

第4条

1. 締約国が男女の**事実上の平等**を**促進**することを目的とする**暫定的な特別措置**をとることは、この条約に**定義する差別と解してはならない**。

暫定的特別措置



EQI 事実上の不平等が残ったまま

事実上の平等を達成



<https://interactioninstitute.org/illustrating-equality-vs-equity/>

第17条 女子差別撤廃委員会

- この条約の実施に関する進捗状況を検討する
- 23人
- 得望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家
- 個人の資格で職務を遂行する
- 選出に当たっては、地理的に衡平に行われること、並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる
- 4年の任期

女子差別撤廃委員会委員

Committee on the
Elimination of
Discrimination against
Women



委員会の主要任務

1. 締約国の政府報告書の審査
(条約の国内実施の監視)
2. 一般勧告の採択(条約の発展的解釈)
3. 個人通報の審査(被害者の救済)
4. 重大な人権侵害の調査

選択議定書

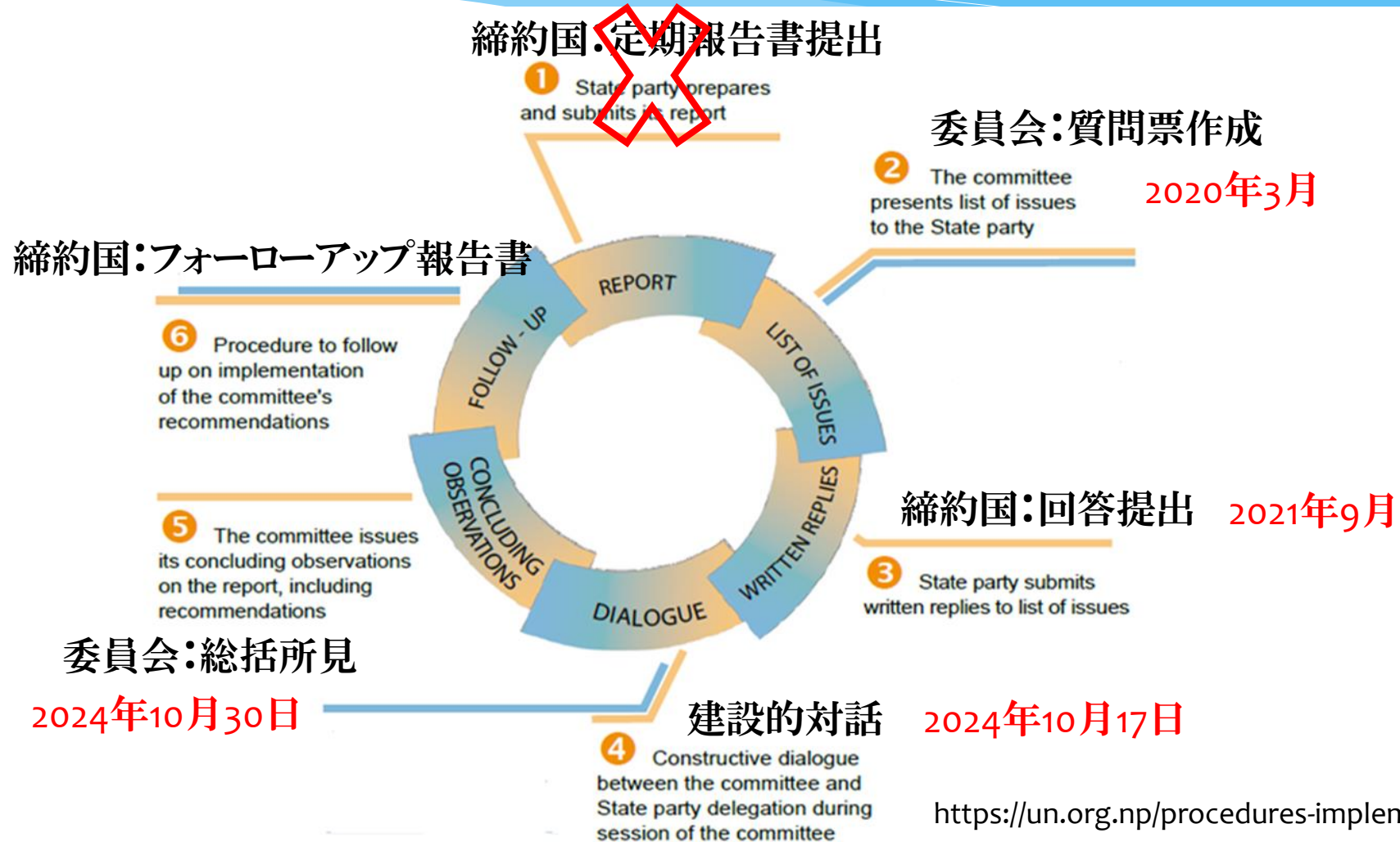
1 報告書審査

(条約の国内実施の監視)

第18条 締約国の報告義務

- ・締約国は、4年ごと、更には、委員会が要請するときに、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置、及び、これらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国連事務総長に提出する。

報告書審査の流れ



日本との建設的対話

2024年10月17日(木)

午前10時から午後1時

<https://webtv.un.org/en/asset/k11/k1134kvabm>

午後3時から午後5時

<https://webtv.un.org/en/asset/k1n/k1nb3bus4d>

(* 日本語は設定でoriginal音声チャンネルを選択)



選択的別姓 4度目勧告

国連女性差別撤廃委 皇室典範の改正も

女性差別撤廃条約の実

施状況を審査する国連の

女性差別撤廃委員会（C

EDAW）は29日、日本

政府に対する勧告を含む

「最終見解」を公表した。

選択的夫婦別姓の導入を

求めたほか、「男系男子」

が皇位を継承することを

定める皇室典範の改正を

勧告した。

スイス・ジュネーブの

国連欧州本部で今月17

日、8年ぶりの日本政府

の対面審査が行われた。

NGOからの情報提供も

踏まえ、委員会が最終見

解をまとめた。

最終見解では前回20

16年の勧告以降の、結

婚年齢の格差解消や、女

性の再婚禁止期間廃止を

実現する法改正などを評

価する一方、幅広い分野

で改善を勧告した。

委員会は2003年、

09年、16年と過去3度、

「夫婦同姓」を定める民

法改正の必要性を指摘し

ている。委員会は最終見

解で民法改正を求め、前

回16年に続いて、最も重

要な「フォローアップ項

目」に指定した。

人権侵害された個人が

国内で救済されない場合

に国際機関に訴えられる

制度を定める「選択議定

書」の批准も求めた。ま

た、中絶に配偶者の同意

が必要だとしている母体

保護法の要件削除を求め

た。

「男系男子」が皇位を

継承することを定める皇

室典範についても、最終

見解は「委員会の権限の

範囲外であるとする締約

国の立場に留意する」と

しつつ、「男系の男子の

みの皇位継承を認めるこ

とは、条約の目的や趣旨

に反すると考える」と指

摘。「皇位継承における

男女平等を保障するた

め」、他国の事例を参照

しながら改正するよう勧

告した。政府側は17日の

審査で、「皇位継承のあ

り方は国家の基本に関わ

る事項であり、女性差別

撤廃条約に照らし、取り

上げることは適当でない

」と反論していた。

最終見解は性的少数者

の人権をめぐり、同性婚

を認めること、最高裁判

決で違憲・無効となった

性同一性障害特例法の要

件のもと不妊手術を受け

た人への賠償を要請。沖

縄の女性への性暴力を防

止し、加害者を適切に処

罰することも求めた。

審査は数年ごとに行わ

れ、日本は16年に続き6

回目。勧告に法的拘束力

はない。ただ批准する条

約の理念の実現に向けて

尊重が求められている。

（フリュッセル＝森岡みづほ）

■女性差別撤廃委員会が重視するフォローアップ項目

- 女性が結婚後も旧姓を保持できるように、夫婦の姓の選択について法改正をする
- 人工妊娠中絶に必要とされている配偶者の同意要件を削除する法改正を行う
- 16～17歳の少女が避妊法を利用する際に親の同意が必要との要件をなくすなど、緊急避妊を含め避妊への十分な手段を提供する
- 女性について、国会議員に立候補する際の供託金300万円を一時的に減額し、国会に女性を増やす

日本に対するCEDAW勧告： 選択的夫婦別姓

女性差別の定義と差別的な法律

12. 委員会は、締約国が、条約第1条及び第2条、条約第2条に基づく締約国の中核的義務に関する委員会の一般勧告第28号(2010年)、全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を終わらせることについての持続可能な開発目標のターゲット5.1に従い、公的領域及び私的領域における**直接的及び間接的な差別**の双方、並びに**交差する形態の差別**を対象とする**女性差別の包括的な定義を法律に組み込む**よう勧告する。

委員会は、締約国が、女性と男性の平等を確保するために王位継承法を改正した他の締約国の好事例を参照し、**皇位継承における女性と男性の平等を保障するために皇室典範を改正**するよう勧告する。委員会は、前回の勧告(パラ13)を想起しつつ、締約国に以下のとおり勧告する。

(a) 女性が婚姻後も婚姻前の姓を保持できるようにするために、**夫婦の氏を選択に関する法規定を改正**する。

(b) **嫡出でない子の地位に関する差別的な規定を全て撤廃**し、社会におけるスティグマや差別から嫡出でない子とその母親を保護する。

日本に対するCEDAW勧告： 政治分野

政治的及び公的活動への平等な参画

36. 委員会は、意思決定システムにおける女性の平等かつ包摂的な代表に関する一般勧告第40号（2024年）、及び政治、経済、公的活動における意思決定のあらゆるレベルにおける女性の完全かつ実質的な参画とリーダーシップのための平等な機会の確保に関する持続可能な開発目標のターゲット5.5を想起し、締約国に以下のとおり勧告する。

- (a) 選挙による選出及び任命による地位への**女性の完全かつ平等な参画**を促進するため、条約第4条第1項及び委員会の一般勧告第25号に従い、**法定クォータなどの暫定的特別措置をさらに採用**する。
- (b) **固定的な性別役割分担意識に対処**し、一般市民だけでなく政党に対しても、政治及び公的活動の意思決定システムにおける女性の平等かつ包摂的な代表の重要性についての意識を高めることに特化した、効果的な意識向上及び啓発キャンペーンを実施する。
- (c) 「**政治分野における男女共同参画の推進に関する法律**」を改正し、その遵守に対するインセンティブと違反に対する**罰則**を規定する。

日本に対するCEDAW勧告： 同一価値労働同一賃金

雇用

39. 委員会は、懸念をもって以下について留意する。

(a) **男女間の賃金格差が大きいまま**であり、その原因の一端が同一価値労働同一賃金の原則の不十分な実施と、労働市場における水平的・垂直的分離の継続にあること。・・・(略)

40. 全ての女性と男性のための完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい仕事の達成に関する持続可能な開発目標のターゲット8.5に従い、委員会は締約国に以下のとおり勧告する。・・・(中略)・・・

(c) **同一価値労働同一賃金の原則を効果的に実施**し、男女間の賃金格差を縮小し、最終的には解消する。(i) 定期的な労働監督の実施、(ii) 非差別的かつ主観的でない職務分類・評価方法の適用、(iii) 定期的な賃金調査の実施。男女間賃金格差の公表義務の大企業から中小企業への拡大、(iv) **雇用主が男女間賃金及び年金格差の背景にある理由をより把握する**とともに、適切な改善措置を講じることを目的として、**男女間賃金格差データとともに説明文を公表する**よう促進する。

(d) 大企業に課されている**男女間賃金格差の公表義務を、多くの女性が働く中小企業にも拡大すること**を含め、雇用における男女間の格差を明らかにするための措置を講じる。・・・(略)

日本に対するCEDAW勧告： 年金

雇用

39. 委員会は、懸念をもって以下について留意する。

(c)コース別雇用管理制度の名残により、女性が低賃金の事務職やパートタイム、低賃金労働（インフォーマル経済も含む）に集中していること、また、**女性たちの家族的責任が年金受給に影響を与えている**とともに、妊娠と出産に関連した差別の報告が絶えないこと。

40. 全ての女性と男性のための完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい仕事の達成に関する持続可能な開発目標のターゲット8.5に従い、委員会は締約国に以下のとおり勧告する。

(c)同一価値労働同一賃金の原則を効果的に実施し、男女間の賃金格差を縮小し、最終的には解消する。(i) 定期的な労働監督の実施、(ii) 非差別的かつ主観的でない職務分類・評価方法の適用、(iii) 定期的な賃金調査の実施。男女間賃金格差の公表義務の大企業から中小企業への拡大、(iv) **雇用主が男女間賃金及び年金格差の背景にある理由をより把握する**とともに、適切な改善措置を講じることを目的として、男女間賃金格差データとともに説明文を公表するよう促進する。

日本に対するCEDAW勧告： 安全

雇用

39. 委員会は、懸念をもって以下について留意する。

(d) 2019年に制定された**締約国のパワーハラスメント規制が、ジェンダーと権力の力学に十分に対応していないこと。**

40. 全ての女性と男性のための完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい仕事の達成に関する持続可能な開発目標のターゲット8.5に従い、委員会は締約国に以下のとおり勧告する。

(f) 研修プログラムや職場の方針において、**権力の現れとしての女性に対する男性の権威**に関する問題を取り上げる。

(g) 職場での差別、ジェンダーバイアス、ハラスメントにつながる**有害なジェンダー規範や社会規範に対応する。**

フォローアップ事項 (2年以内に報告)

12(a) 結婚後も女性が旧姓を保持できるよう、夫婦の姓選択に関する法律を改正する。

24(a) 意思決定機関(国会)における女性の平等な代表権を加速する暫定的な特別措置として、女性が国会議員選挙に立候補するための300万円の供託金を減額する。

42(a) 16歳と17歳の少女が避妊具を利用するために親の同意を得る必要をなくすなど、すべての女性と少女が緊急避妊を含む手頃な価格の現代的避妊手段を十分に利用できるようにする。

42(c) 中絶を求める女性に対する配偶者の同意の要件をなくすために法律を改正する。

図解 女性差別撤廃条約に関する 国連と日本の動き

1940
1950
1960
1970
1980
1990
2000
2010

日本 日本国憲法 (1946年)

国連加盟 (1956年)

ILO「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約 (100号)」批准 (1968年)

国連女性の10年 (1976年-1985年)

「女性差別撤廃条約」批准 (1985年)

72番目の加盟国

- 1次日本レポート提出 (1987年)
- 2次日本レポート提出 (1992年)
- 3次日本レポート提出 (1993年)
- ILO「家族的責任を持つ男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約 (156号)」批准 (1995年)
- 4次日本レポート提出 (1998年)
- 5次日本レポート提出 (2002年)
- 6次日本レポート提出 (2008年)
- 7・8次日本レポート提出 (2014年)
- 「障害者の権利に関する条約」批准 (2014年)

女性差別撤廃条約関係 国連 国連憲章 (1945年)

女性の地位委員会設置 (1946年)

第1回国連総会 (1946年)

「女性の参政権に関する条約」採択 国連総会 (1952年)

「世界人権宣言」(1948年)

「既婚女性の国籍に関する条約」採択 国連総会 (1957年)

「婚姻の同意、婚姻の最低年齢及び婚姻の登録に関する条約」採択 国連総会 (1962年)

「女性差別撤廃宣言」採択 国連総会 (1967年)

「国際人権規約」(1966年)

国際女性年 (1975年)

第1回世界女性会議
メキシコ・シティ (1975年)

「女性差別撤廃条約」採択 国連総会 (1979年)

第2回世界女性会議
コペンハーゲン (1980年)

国籍法改正 (1984年)
最終改正 (2014年)

男女雇用機会均等法 (1985年)
最終改正 (2016年)

育児休業法 (1991年)

パートタイム労働法 (1993年) / 最終改正 (2014年)

高校での家庭科男女共修実施 (1994年)

育児・介護休業法 (1995年) / 最終改正 (2016年)

男女共同参画社会基本法 (1999年)

児童買春・児童ポルノ禁止法 (1999年)
最終改正 (2014年)

児童虐待防止法 (2000年) / 最終改正 (2014年)

ストーカー行為等規制法 (2000年) / 最終改正 (2013年)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法) (2001年)
最終改正 (2014年)

子ども子育て支援法 (2012年) / 最終改正 (2014年)

障害者差別解消法 (2014年)

女性活躍推進法 (2015年)

女性差別撤廃委員会発足 (1982年)

第3回世界女性会議
ナイロビ (1985年)

① 1次日本レポート審議 (1988年)

「女性に対する暴力撤廃宣言」採択 国連総会 (1993年)

② 2・3次日本レポート審議 (1994年)

「女性差別撤廃条約選択議定書」採択 国連総会 (1999年)

③ 4・5次日本レポート審議 (2003年)

第4回世界女性会議
北京 (1995年)

国連女性2000年会議
ニューヨーク (2000年)

第49回女性の地位委員会
(北京+10) ニューヨーク (2005年)

④ 6次日本レポート審議 (2009年)

第54回女性の地位委員会
(北京+15) ニューヨーク (2010年)

⑤ 7・8次日本レポート審議 (2016年)

第59回女性の地位委員会
(北京+20) ニューヨーク (2015年)

(図版作成: 石崎節子)

本日の内容

- I 日本におけるジェンダー「不」平等の現状
- II 女子差別撤廃条約と
女子差別撤廃委員会 (CEDAW) の役割
- III 日本のジェンダー平等どうすれば進む？

日本のジェンダー平等どうすれば進む？

1 現実を直視する

- ジェンダー平等が日本より遅れているのは、南アジアと太平洋の小さな島国だけ

2 変革の速度を上げる

3 意思決定レベルへの女性の実質的な参加(政治も経済も)

- 男女同数(50:50)となるための**法定クォータ制**などの暫定的特別措置の採用
- 政治分野は政治的意思があれば進捗する

4 男女間賃金及び年金格差の背景にある理由を把握する

- **ジェンダー・ステレオタイプ**(固定観念)、**アンコンシャス・バイアス**(無意識の偏見)と闘う → **一般勧告41号 ジェンダー・ステレオタイプ**

日本のジェンダー平等どうすれば進む？

5. 国内機構の整備

女性省/庁の設置、**ジェンダー専門ポスト**の常設

6. **国内人権委員会**の設置

政府から独立、政府と市民社会の間をつなぐ

誰一人取り残されない社会を目指して

入口

ジェンダー平等

ジェンダー
視点の政策

多様性
包摂性

出口

参考資料

- World Economic Forum, *Global Gender Gap Report 2025*, https://reports.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2025.pdf
- UN Women, “Quota Analysis”, <https://genderquota.org/quota-analysis>
- Inter-Parliamentary Union, “Monthly ranking of women in national parliaments”, https://data.ipu.org/women-ranking/?date_year=2025&date_month=10
- 外務省、「第9回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解(仮訳)」、https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/pdf/report_241030_j.pdf
- World Bank Group, *Women, Business and the Law 2024*, <https://wbl.worldbank.org/en/wbl>
- UNDP, 2023 GENDER SOCIAL NORMS INDEX, <https://hdr.undp.org/system/files/documents/hdp-document/gsni202303.pdf>